

会 員 各 位

公益財団法人 協 和 協 会

代表兼専務理事 清 原 淳 平

7月の月例会・部会・委員会の再開お知らせ

拝啓 青葉の候、新型コロナウイルス減少傾向とはいえ、なお感染率多く判断に苦慮しております。前便にて申し上げましたように、政府の「緊急事態宣言」が6月20日に解除されるのを待って、その時の状況を見て月例会・部会・委員会を再開するかどうかを決めたいと思いましたが、政府は、宣言は解除したものの関東地方はじめ感染率の高い都府県を、「蔓延防止等重点地域」に指定して、なお厳しい制約を課しているからです。

そこで、6月中は、活動再開を控えるべきだと判断しましたが、7月からどうするかについては、各部会・委員会の部会長・委員長の御判断に従って、再開の御意向の部会・委員会は再開したい、と考えております。私としては、東京オリンピック・パラリンピックは開催する運びですので、月例講話会は開催する方向で、考えております。いずれ、日時が決まりましたら、開催する月例会・部会・委員会の御案内状をご送付いたします。出席か否かは、各会員の御判断にお任せしたいと存じます。

さて、先月のこの「お知らせ」では、政府の「緊急事態宣言」発令中でもあり、その「緊急事態対処規定」「緊急事態宣言規定」の法体系的意義について、同じく岸信介元総理の創立した別団体の資料を同封いたしました。国会内でも最近、諸外国の憲法には「緊急事態対処規定」「緊急事態宣言規定」が明記されているのに、現行日本国憲法には、そうした明文が無いために、憲法の下で法律で基本的人権を制約する強い規定を置くことは、憲法制度理論から本来できないので、日本では国民に対して、自粛をお願いすることを中心とせざるを得ないわけです。

したがって、日本も現行憲法にやはり明文を置くべきだという、上記の同じ岸信介元総理創設の団体の長年の主張が、国会内でも注目され、菅義偉総理も、憲法改正に当たっては、まず「緊急事態対処規定」を明記すべきだ、と発言され、下村博文自民党政調会長も同様、現憲法に明文のない「緊急事態対処規定」の新設を、と主張されております。そこで、今回も、この問題についての資料を同封させていただきました。

この「基本的人権重視の近代憲法制度理論上、その基本的人権を制約する場合には、その同じ憲法内に明文の規定を置かなければならない」との法制度理論を知らないために、日本では、テレビのワイドショーや新聞・雑誌の評論などで、コロナに対する日本政府の対応が遅い、もっと強い対策を執れ、といった批判・攻撃が横行しておりますが、諸外国憲法には明文があるのに、憲法に規定のない日本では、国民に対して厳しい対策が執れない、という法制度理論を、会員の皆さまには御理解いただきたく、今回も「5月3日国民大会の掲載記事報告」を同封いたしましたので、ご覧おきいただきたく、なにとぞ、よろしく御願ひ申し上げます。

敬具

「公益財団法人 協 和 協 会」 代表理事兼専務理事 清 原 淳 平

電話 (03) 3581-1192 FAX (03) 3507-8587